新型コロナウイルス禍の影響で本国に帰国できない外国人に対して緊急の公的援助 の措置を講じることを求める会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大による混乱は現在もなお世界中で続いており、我が国でも第三波の到来を指摘する声があがるなど、収束の目途は立っていない。新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるためには人の移動を制限することが有効な手段の一つであると考えられているため、現在、国家間の人の移動は厳しく制限されている状況にある。こうした制限によって、我が国には、本国に帰国したくてもできない外国人が多数発生している。

そうした外国人には、就労資格を有していないために収入が得られない、在留資格の関係で公的援助が受けられない等の理由で、経済的に困窮している者が相当数含まれている。そのように経済的に困窮した者の中には、何とか助けを求めて各所を回って必死に窮状を訴える者もおり、近時、市民向けの法律相談の場などで弁護士が接する機会が多くなってきた。もっとも、就労資格がなく、現在の制度上在留資格の関係で公的援助を受ける要件を満たしていない外国人に対して弁護士が法的観点からアドバイスできることは極めて限られているのが現状である。

新型コロナウイルス禍の影響で経済的に困窮している外国人は、知人やNPO団体等の支援を頼って日々の生活を維持している状況にあると考えられるが、財政的基盤が必ずしも安定していない民間の個人・団体による支援には限界があり、経済的に困窮している全ての外国人に必要な支援を行き届かせるというのは到底現実的ではない。

上記のような民間の支援に辿り着けなかった者は、生活が破綻し、場合によって は病死、餓死、自死にまで追い込まれる危険がある。すなわち、公的援助が受けら れなければ、早期に生活が破綻し、それは生命の危険に直結することを意味するの であり、問題は極めて深刻である。

このように、生命にも関わる深刻な問題であることから、人道的見地からも、現 に当該外国人が在留している我が国が率先して支援策を示し、実施していくべきで ある。

なお、今般、一部の在留資格の外国人に対して、在留期間の更新や、週28時間 以内のアルバイトが可能な在留資格への変更を許可する等の取扱いを行う旨が公表 されたが、雇用情勢は不安定な状況が継続しているうえ、入管施設内での感染防止 のために仮放免許可が増加しているところ、被仮放免許可者等の在留資格のない者 はそもそも就労が認められていないため、このような取扱いによっても経済的に困 窮している状態が改善されない外国人はなお多く、より広範かつ手厚い公的援助が 必要である。

そこで、日本政府及び地方自治体には、現在の在留資格の有無や種類にかかわらず、新型コロナウイルス禍の影響で本国に帰国できない外国人に対し、新型コロナウイルス禍が一定程度収束して帰国できるようになるまでの就労可能な在留資格を与えること、最低限の生活水準を維持できるだけの経済的な支援を行うこと等を内容とする緊急の公的援助の措置を直ちに講じることを求める。

2020年(令和2年) 12月 22日

千葉県弁護士会

会長 眞田 範行